

# 保険料の軽減・減免について

【問合せ先】 国民健康保険グループ  
(0798・35・3117)

所得が少ないなどの理由により、保険料が軽減・減免される場合があります。

## 保険料の軽減について

平成21年中の合計所得額の世帯合計が下表の基準額より少ない世帯は、保険料のうち均等割額と平等割額が軽減される場合があります。この場合の所得は、保険料決定のための基準所得金額とは異なります。なお軽減は該当世帯に自動的に適用され、申請は不要です。

## 非自発的失業者への軽減

平成22年度の保険料から非自発的失業者に対して、保険料を軽減します。

対象は21年3月31日以降に倒産・解雇等の理由で離職され、

## 軽減措置を受けるための世帯の合計所得額基準

被保険者数	軽減割合		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人	33万円以下	57万5000円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人	33万円以下	106万5000円以下	173万円以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の所得および人数も含まれます。ただし世帯構成が変更になった場合は見直しをすることがあります

## 保険料の減免について

災害・失業・低所得などによって、保険料を納めることが困難なときは、申請をすると保険料の所得割額が減免される場合があります。減免事由は左上表のとおり。

お気軽に相談ください。

## 保険料の減免について

保険料の減免が受けられる場合	申請に必要なもの (A～Fは印鑑も)
A 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき	消防署、警察署などが発行する被災程度の確認ができる証明書およびその他の必要な書類
B 平成21年中の合計所得金額が1000万円以下(勤労所得あり)で、1カ月以上の失業または休廃業により生活が困難になったとき	◇雇用保険受給資格者証 ◇廃業届(税務署提出の控え) ◇地区民生委員の現在無職であることの状態確認書 など
C 平成21年中の合計所得金額が500万円以下で、22年中の合計所得の見込み金額が、その半分以下となるとき	平成22年中の合計所得の見込み金額を算出する根拠になるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
D 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割額が賦課されている世帯	
E 1カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき	在所証明などの事実を証明するもの
F 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者だった人が国民健康保険に加入する場合(対象は国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人。また、国民健康保険組合から加入する場合を除く)	次のうちのいずれか1点 ◇健康保険資格喪失証明書(被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったことが明記されているもの) ◇旧被扶養者異動連絡票
G 基準所得金額の世帯合計の20%を超える保険料が賦課される世帯	

- (※1) 合計所得とは、各種所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準所得金額」とは異なりますのでご注意ください)
- (※2) 上記A～Fのうちで複数に該当する場合は、最も減免額が多い事由を適用します
- (※3) 上記Gについては、他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用した後の金額に対して減免します
- (※4) 減免が適用された場合、申請した翌月以降の納期で保険料を調整します
- (※5) 非自発的失業者への軽減が適用された場合、上記G以外の減免と併用できません

# 保険料の納付について

【問合せ先】 国保収納グループ  
(0798・35・3156)

国民健康保険に加入している人に、平成22年度の納付書(10期分)を6月中旬に送付します。納期限を確認し、遅れないように納付してください。なお、年度途中に新規加入や保険料の変更があった場合は、申請の翌月に変更後の納付書を送ります。変更前(6月に送付した納付書)と変更後の納付書が重複する場合がありますが、変更前の納付書は使用しないでください。

## 今年度から可能に コンビニ納付



とっても便利

今年度から金融機関等だけでなくコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。そのため納付書も従来の冊子形式のものから1枚ずつ分かれたものとなります。必要な納付書を確認し、納期限に遅れないように金融機関等やコンビニエンスストアで納付してください。納付書を紛失された場合は、

## 保険料の特別徴収 (年金からの天引き)

平成21年10月から、年金を受給している被保険者を対象に、国民健康保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を開始しています。徴収回数などは次のとおりです。

## 申請して受けられる給付

【問合せ先】 国民健康保険グループ  
(0798・35・3120)

国民健康保険では、医療機関などの窓口で保険証を提示することにより、一部負担金を支払うだけで医療を受けることができます。また、市に申請することで受けられる給付もあります。ここでは、その主なものを紹介します。

### 高額療養費の支給

病気やけがで医療費が高額になり、限度額を超える自己負担額を支払った場合、申請をして認められると、その超えた分を

※すでに特別徴収されている人、4・6月から新たに特別徴収開始の人

年金受給月に特別徴収(年金からの天引き)されます。金額は通知書で確認してください。特別徴収の人でも口座振替に変更することができます。その場合は別途手続きが必要になります。10月から新たに特別徴収になる予定の人

6月から9月までは普通徴収(納付書や口座振替による支払)になります。

特別徴収の対象予定の人でも年金受給額等の判定の結果、従来どおり普通徴収で保険料を納めていただくことがあります。8月に判定結果を通知しますのでお待ちください。判定の結果、納付書で納める人には残りの納付書を送付します。

### 必ず納期内に納付を

保険料を納期限後に納付された場合、金融機関等から市会計収入になるまで相当の期間を要するため、行き違いにより再度納付書が届くことがあります。

納期限から1カ月過ぎても納付のない場合には再送付していただきます。また、納付のないまま放置すると、本来の納期月から3カ月経過後に、地区担当の職員が訪問させていただくことがあります。保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

### 領収証書の保管

忘れずに！  
納付書で保険料を納付した場合は領収証書を発行します。必ず領収印があるか確認してください。領収証書は保険料を納付したことを証明する唯一の書類です。少なくとも2年間は保管してください。

### 保険料の納付・還付 口座振替が便利です

保険料を口座振替で納付すると、金融機関等に行く必要がなく、納め忘れもありません。また、保険料の還付金が発生した場合、すべて口座への振り込みにより還付しています。口座振替を利用していない場合、還付があるたびに振込口座の申込が必要になります。また、振り込みまでに相当の期間を要します。

### 督促状の送付について

平成22年度から、納付誓約中である場合も本来の納期限までに期別保険料が完納とならない場合には、地方自治法により督促状を送付します。21年度保険料の督促状は8月中旬に送付予定です。

ります。

通知書は診療を受けた月から3・4カ月後に届きますので、通知書が届いたら市に申請してください。また、高額療養費の支給に該当していると思われるのに通知書が届かない場合は、国民健康保険グループにお問い合わせください。

### 限度額適用認定証の交付

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院するとき、保険証とともに「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すると、病院の窓口で支払う一部負担額が自己負担限度額までにな

### 高額療養費の貸付

国民健康保険限度額適用認定証は入院時にのみ利用できるものと印鑑

【申請に必要なもの】 保険証と印鑑

【申請場所】 国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)

【申請に必要なもの】 保険証と印鑑